

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究指導等への協力に関する覚書

国立大学法人鳥取大学（以下「甲」という。）と公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「乙」という。）は、令和5年3月30日付けで締結された鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究指導等への協力に関する協定書に基づき、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（客員教員に関する事項）

1. 乙の教員に対し、客員教授又は客員准教授の称号を付与する条件は以下のとおりとする。

乙における職名	鳥取大学連合農学研究科における区分	甲における称号
教授	主指導教員資格者 または指導教員資格者	客員教授
准教授	主指導教員資格者 または指導教員資格者	客員准教授
講師	指導教員資格者	客員准教授

（予算に関する事項）

2. 客員教員に配分される研究費は連合農学研究科予算配分基本方針に基づき、以下①～③のとおりとする。ただし、予算の状況に応じて毎年度配分単価の見直しを行うこととする。

①学生数積算分

- ・毎年度4月1日時点の受入学生数（休学者を除く）を基に、主指導教員に担当学生1人当たり年額320,000円を配分する。
- ・在学年数が3年を超える学生については1人当たり年額160,000円を配分する。

②教員数積算分

- ・毎年度4月1日時点の受入学生数（休学者を除く）を基に、以下表のとおり指導教員に配分する。

区分	担当学生数	配分研究費(年額)
主指導教員	1人	320,000円
	2人	480,000円
	3人以上	560,000円
兼第1副指導教員	1人以上	105,000円
兼第2副指導教員	1人以上	52,500円
第1副指導教員	1人	210,000円
	2人以上	315,000円
兼第2副指導教員	1人以上	52,500円
第2副指導教員	1人	105,000円
	2人以上	157,500円

- ・在学年数が3年を超える学生については研究費を配分しない。

③研究科長裁量経費

- ・各種事業の申請に基づき、連合農学研究科代議委員会で決定した金額を配分する。

3. この覚書の内容に変更が生じる場合は、甲と乙の協議の上で、新たに覚書を締結するものとする。

4. この覚書の効力は、令和5年4月1日から発生する。

この覚書は、2通作成し、甲と乙で各1通を所持するものとする。

令和5年3月30日

(甲) 鳥取市湖山町南四丁目101番地

国立大学法人鳥取大学

学長 中島 廣光 印



(乙) 鳥取市若葉台北一丁目1番1号

公立大学法人公立鳥取環境大学

理事長兼学長 江崎 信芳 印

